

使用者名義人様がお亡くなりの場合 各証明書類は3カ月以内のものを添付してください。

- ・所有権解除依頼書（原本）※依頼者欄に代表相続人の方の現住所・氏名・実印

（所有権留保の場合は変更登録依頼書でご依頼ください。）

- ・車検証のコピー ※電子車検証（A6サイズ）の場合は、自動車検査証記録事項コピー

印刷方法は、国土交通省 電子車検証サイトをご覧ください。

- ・遺産分割協議書（原本）

※法定相続人の間で分割方法を協議し、全ての遺産について分割協議書を作成されている場合は、作成されている遺産分割協議書のコピーで構いません。なお、自動車以外の遺産は黒塗り等で消していただいても構いません。

※代表相続人以外の方は認印可

- ・亡くなられた方の戸籍謄本

※相続人全員の記載がない場合は改製原戸籍が必要

※死亡の記載がない場合は除籍謄本も必要

※証明書類として、法務局の認証印が押された法定相続情報一覧図でも可（コピーは不可）

- ・車検証の住所と亡くなられた方の最後の住所のつながりを確認できる書類（住民票の除票または戸籍の附票の除票）

- ・代表相続人の印鑑証明書（原本）